

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の今後の対応  
について（通知）

1 一時中止措置、ヒアリング等の対応について

(1) 工事等の一時中止措置等

本通知以降、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約約款に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。

また、現在、工事又は業務の一時中止等を実施していない受注者について、今後受注者自ら工事又は業務の一時中止等の意向を申し出る場合も同様とする。

なお、上記の取扱いには、新型コロナウイルス感染症の罹患や、学校の臨時休業などの感染拡大防止措置に伴って技術者等が確保できない場合の他、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合を含むものとする。

(2) 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

(1)の措置に伴い、工期又は履行期限が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

(3) ヒアリング、打ち合わせの省略

工事等の入札等の手続に当たって、今後、ヒアリング等の実施を予定している場合、必要性を再検討し、可能な限り省略すること。

なお、ヒアリング等の実施が真に必要と認められる場合には、以下の対応をとるものとする。

- ①本人確認の実施やヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話など対面に寄らない実施方法について検討する。
- ②やむを得ず対面でのヒアリング実施が必要となった場合には、あらかじめ相手方に必要最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスクの着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。